

○ 糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

(1) 糖尿病網膜症

- ① 眼科を標榜し、糖尿病網膜症の診断と治療が診療ガイドライン等に則して可能であること。
- ② 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ③ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。

(2) 糖尿病腎症

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の慢性合併症治療を担う医療従事者を対象とした研修会への参加が可能であること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 患者等に合併症予防の重要性について説明し、治療中断しないよう働きかけることが可能であること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る指導が可能であること。
- ⑥ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。
- ⑦ 糖尿病腎症の診断と治療が可能であり、人工透析が可能である、もしくは腎臓専門医等*がいること。
* 腎臓専門医等とは、腎臓専門医および透析専門医などの腎臓病を主として治療を行う専門医のこと
- ⑧ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること。
- ⑨ 糖尿病の予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること。

(3) 糖尿病神経障害

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の慢性合併症治療を担う医療従事者を対象とした研修会への参加が可能であること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 患者等に合併症予防の重要性について説明し、治療中断しないよう働きかけることが可能であること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る指導が可能であること。
- ⑥ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。
- ⑦ 糖尿病神経障害の診断と治療が可能であること。
- ⑧ 糖尿病足病変の指導について、適切な研修を受けた者等によるフットケアが実施可能であること。

(4) 糖尿病に関連する歯周病

- ① 歯科を標榜し、糖尿病に関連する歯周病の診断、治療、療養指導が診療ガイドライン等に則して可能であること。
- ② 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ③ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。